島根県男女共同参画社会形成促進会議設置要綱

（目　的）

第１条　男女共同参画社会づくりに関し広く情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を行い、もって各構成団体における男女共同参画に係る取組を推進し、島根県における男女共同参画社会の形成の促進を図るため、島根県男女共同参画 社会形成促進会議（以下「促進会議」という。）を設置する。

（構　成）

第２条　促進会議は、別表に掲げる団体及び学識経験者をもって構成する。

（議　長）

第３条　促進会議に議長を置き、知事をもって充てる。

（会　議）

第４条　促進会議は、議長が召集し、これを主宰する。

２　議長に事故があるときは、議長の指名する者をもってその職務を代理する。

３　議長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者を促進会議に出席させることができる。

（庶　務）

第５条　促進会議の庶務は、島根県政策企画局女性活躍推進課に置く。

（委　任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、促進会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成１４年５月１日から施行する。

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１５年５月１３日から施行する。

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年１月１８日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（別表）

島根県男女共同参画社会形成促進会議団体及び学識経験者

区　分	団　　体　　名　　等
関係機関（１９）	島根県
	島根県議会
	島根県市長会
	島根県町村会
	島根県教育委員会
	島根県市町村教育委員会連合会
	島根県公立高等学校長協会
	島根県私立高等学校長会
	島根県中学校長会
	島根県小学校長会
	島根県国公立幼稚園・こども園長会
	島根県保育協議会
	島根労働局雇用均等室
	(一社)島根県医師会
	島根県森林組合連合会
	漁業協同組合JFしまね
	島根県農業協同組合中央会
	(一社)島根県経営者協会
	島根県商工会議所連合会
関係団体（12）	島根県商工会連合会
	島根県中小企業団体中央会
	日本労働組合総連合会島根県連合会
	島根県公民館連絡協議会
	島根県ＰＴＡ連合会
	島根県高等学校ＰＴＡ連合会
	(公財)しまね女性センター
	未来へつなぐいのち島根県連盟
	(一財)島根県母子寡婦福祉連合会
	全日本同和会島根県連合会女性部
	まつえ男女共同参画ネットワーク
	浜田女性ネットワーク
学識経験者（3）	弁護士
	島根大学副学長
	島根県立大学准教授
報道機関（5）	(株)山陰中央新報社
	日本放送協会松江放送局
	山陰中央テレビジョン放送（株）
	(株)山陰放送松江支社
	日本海テレビジョン放送㈱島根総局